

Client Alert

15 April 2025

カナダ：カナダ商標法及び規則の改正（2025年4月1日施行）

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



稲垣 朋子
シニア・アソシエイト
03 6271 9492
Tomoko.Inagaki@bakermckenzie.com

カナダの商標法及び商標規則の改正が、2025年4月1日に施行された。

今回の改正では、異議申立や取消等の商標異議審判部（TMOB）での手続において、相手方当事者への費用裁定請求や提出書類に対する秘密保持請求等が可能となる。加えて、連邦裁判所における商標権侵害訴訟において、登録後3年未満の商標権者には、使用の証明が必要となる。上記以外の改正事項も含め、今後の商標異議審判部（TMOB）及び連邦裁判所の手続に大幅な変更が加えられ、今後の実務への影響が予想される。

詳細

1. 商標異議審判部（TMOB）の手続に関連する改正

- 費用裁定請求

本改正により、悪意のある商標登録出願などを行った相手方に対し、商標異議審判部において費用請求を行えることとなった。具体的には、以下の行為を行った相手方に対し、一定期間内に費用裁定請求を行うことが可能となる。

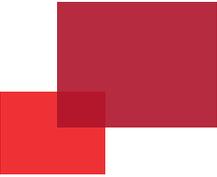
- 悪意のある商標出願
- 手続き中の不合理な行為／行動
- 口頭審理直前（審理日前14日以内）での審理請求の撤回
- 複数の異議申立手続を強制するための分割出願

本改正は制裁的な目的に基づくものであり、2025年4月1日以降に発生した各手続の費用の2倍から10倍の費用を請求することが可能となった。

- 秘密保持請求

本改正により、秘匿性の高い証拠が一般に公開されることを防ぐため、当事者は秘密保持命令の請求が可能となった。具体的には、異議申立や取消等の商標異議審判部（TMOB）での手続において、当事者による商標異議審判部（TMOB）に対する事前の請求により、秘密保持請求が可能となった。登録官は提出された情報に基づき、秘密保持命令を付与するかどうか決定を行う。異議申立、取消、または地理的表示に対する異議手続を対象とするものの、機密性の高い情報が公開の対象となるケースが多い使用による識別力に係る証拠の提出については、適用対象外となるため、注意が必要である。

- 商標異議審判部（TMOB）によるケースマネジメント



登録官には、異議申立・取消等の手続において、より効率的で費用対効果の高い対応を行うために、案件ごとにケースマネジメントを行う権限が与えられた。

2. 連邦裁判所の手続に関連する改正

- 使用証拠の提出

2025年4月1日以降、カナダ連邦裁判所で商標侵害訴訟を提起する場合、登録から3年未満の商標は使用の証明が必要とされることとなった。この規定は、権利行使の根拠となる商標がカナダで実際に使用されていることを確認するためのもので、カナダ商標法が「商標の使用」を基盤とする制度であることを強調するものである。

- 追加証拠の提出の制限

本改正以前は、商標異議審判部（TMOB）または登録官の決定を不服としてカナダ連邦裁判所に上訴する際、当事者は許可を求めることなく追加証拠を提出する権利を有していた。しかし、本改正後は、当事者は連邦裁判所の許可を得ずに追加証拠を提出することができなくなった。これにより、当事者は訴訟を提起する前段階で最善の証拠を提出する必要が生じることとなった。

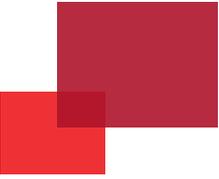
- 公的標章（official mark）制度の改正

カナダは、公的標章（official mark）の保護という、かなり特徴的な制度を採用している。この制度は、政府機関に対して、その標章、シンボル、エンブレムを守るための排他的な保護を与えるものである。民間企業は、これら政府機関の同意なしに official mark、若しくはこれに類似する商標を取得・使用することはできない。Official mark の保護は、特定の商品や役務に限定されず、無期限に効力を有し、また識別力を必要とせず（普通名称でも保護される）、仮に既存の商標と同一・類似であっても保護を受けることができるとされている。このように、official mark には非常に強い保護が与えられているため、濫用の可能性や official mark の使用が終了した後も民間企業の商標使用の障害として残り続けるといった問題が指摘されていた。

また法改正前は、official mark に対する異議等の申立を行う方法としてカナダの連邦裁判所への訴えが行われており、審査において official mark の存在を理由に拒絶された場合には、拒絶理由を覆うのが難しいものとされていた。

本改正により、政府機関が存在しなくなった場合や、政府機関が official mark の使用をやめた場合などに、登録官は自己の裁量若しくは第三者の申立により、該当する official mark の保護の停止を公告することができるようになった。

これにより、商標登録出願が official mark の存在を理由に拒絶された場合、改正前よりも容易に拒絶理由を解消することが可能となり、official mark 保護制度により生じていた弊害が一部解消されることとなった。



上記記事（英語版）は[こちら](#)

カナダ商標法及び商標規則についての関連ページ：

- <https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/amendments-trademarks-regulations-published-canada-gazette-part-ii>
- <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2025/2025-02-26/html/si-tr12-eng.html>
- <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/t-13/page-9.html#docCont>